

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

平成30年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名 校舎管理業務委託(駐在)

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

校舎内における整備管理、電話窓口の対応業務  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで  
平成30年12月31日から平成31年1月2日の3日間を除く。  
平日17時20分から19時20分まで  
休日15時30分から17時30分まで

(3) 納入期限(履行期間)

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：輪島市門前町広岡5の3  
所 属：石川県立門前高等学校  
連絡先：TEL 0768-42-1161 FAX 0768-42-0009

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)を行う施設に指定されている施設であること。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年3月30日(金) 午前11時

(2) 提出先

住所： 輪島市門前町広岡5の3

所属： 石川県立門前高等学校

連絡先： TEL 0768-42-1161 FAX 0768-42-0009